日産婦医会発第４号
令和６年４月２日

都道府県産婦人科医会会長　殿

日本産婦人科医会
会長　石渡　　勇

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う
戸籍事務の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和６年３月 26 日法務省民一第 884 号をもって法務省民事局長から、「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」が通知されました。

これは、嫡出推定制度に関する規律の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が令和４年 12 月 16 日に公布され本年４月１日から施行されることに伴い、女性についての 100 日間の再婚禁止期間は廃止されることになりましたので、改正前の民法第 733 条第２項に規定する別紙様式（民法第 733 条第２項に該当する旨の証明書）は廃止等の改正です。

貴会長におかれましては、会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

（添付資料）

令和６年３月 29 日　法務省民事局長通知（医会宛て）
令和６年３月 29 日　法務省民事局長（法務局長、地方法務局長宛て）
平成 28 年６月７日　法務省民事局長（法務局長、地方法務局長宛て）
平成 28 年６月７日　法務省民事局民事第一課長(法務局民事行政部長、地方法務局長宛て)